

「史跡恒川官衙遺跡」史跡公園整備基本計画（素案）について

飯田市教育委員会
(生涯学習・スポーツ課)

1. 史跡恒川官衙遺跡の概要と経過

- 恒川官衙遺跡は、奈良から平安時代の古代国家の地方支配の実態を知る上できわめて重要な遺跡であり、平成26年3月18日に「恒川官衙遺跡」の名称で約3.8haが国史跡に指定され、さらに平成28年10月3日0.2haが追加指定されました。
- 平成26・27年度には、国史跡恒川官衙遺跡を将来にわたって保存継承するために、保存活用計画を策定した。この保存活用計画において、史跡の価値を特に示す場所(正倉院跡・恒川清水)に公園を整備する方針を定めました。
- 保存活用計画に基づき、平成28年度から史跡公園整備事業に着手しました。

2. 整備基本計画策定の目的

史跡の適切な保存と活用を図るため、史跡の持つ価値や社会的要請を踏まえて、主としてハード面における整備の基本的な計画内容を策定します。

3. 史跡公園の整備・活用における基本方針

- 史跡恒川官衙遺跡を保存継承する場
 - 史跡恒川官衙遺跡の存在と価値を情報発信する場
 - 地域を知る学びの場
 - 地域住民・市民等の憩い・交流の場
 - ひとづくり・まちづくりの場
 - 史跡恒川官衙遺跡周辺の歴史文化資産との一体的な活用を図る場
 - 地域から日本史を俯瞰する場
- として整備していきます。

4. 公有地化と発掘調査

(1) 公有地化

用地取得は、平成28～30年度までの3カ年間を目標に、国庫補助事業を導入し進めています。

史跡指定面積	約4.0ha（第1次・第2次指定合せて）
優先的に整備する面積	約2.1ha

(2) 発掘調査

史跡公園整備に必要な情報を収集したり、発掘調査自体を情報発信の場として適宜公開・活用したりするため、公有地化した用地について遺構保存および整備事業のための発掘調査を実施し、現地での調査に引き続き発掘調査報告書を作成します。

5. 史跡公園整備事業

(1) 整備計画の対象範囲

平成26年3月18日の史跡指定地及び平成28年10月3日の追加指定地を主な範囲とし、ガイドンス施設の設置等史跡の活用上必要となる地域、並びに指定地に隣接する市道も含めます。

(2) 計画対象地のゾーニングと整備方針 (別紙1)

計画対象地について、地区の性格、遺構の検出状況、土地利用の現況、地元住民からの要望等も踏まえて、6つのエリアにゾーニングします。

(3) 施設等の整備基本計画 (別紙2)

①標識、説明板、案内板等

- ・史跡の価値を来訪者に伝えたり、適切に誘導したりします

②基盤整備(基盤造成、給排水・給電施設、雨水排水路等)

- ・遺構の復元・表示、植栽等の整備において、必要に応じて適切な厚さの保護盛り土を施し、遺構等を損傷することがないように留意します

③遺構の復元表示

- ・発掘調査等の成果に基づき、主要な遺構について、同位置の地表面に復元・表示を行います

④ガイダンス施設

- ・展示・解説機能(史跡の特徴を明確にし、遺跡の全体像や特徴、価値をわかり易く伝え、見学者の理解を助ける展示)
- ・展望機能(復元建物を望観したり、正倉院エリアを眺望し、伊那郡衙の広がりを感じ)
- ・情報発信・収集機能(史跡恒川官衙遺跡の発掘調査の成果や関係する情報の発信・収集)
- ・地域交流・学習機能(地域ガイドの活動拠点、史跡に関する学習会や体験講座等を開催)
- ・管理運営機能(施設管理者の駐在、地域ボランティア等の活動拠点、トイレ・駐車場など便益施設)

⑤園路・広場

- ・障がい者・高齢者等の視覚及び歩行性に配慮し、史跡公園と調和させた形状・意匠とします

⑥その他(照明・防犯施設、管理・防災施設)

(4) 整備スケジュール (別紙3)

公有地化の進捗状況、保存・目的調査の結果状況、毎年度の国庫補助事業の採択状況により、都度スケジュールの見直しを行いながら事業を進めます。

6. 地域と連携した取り組み

座光寺地域の2000年浪漫の郷構想策定委員会と連携し、国史跡恒川官衙遺跡と史跡高岡第1号古墳、及びその周辺に所在する歴史文化資産を地域づくりに活用する取り組みを進めます。

計画対象地ゾーン毎の整備方針（素案）

1 正倉院エリア

①遺構表示ゾーン

- ・正倉院を構成する正倉や外周区画溝等が確認されている区域で、来訪者がその配置・広がり等を体感できるよう、正倉遺構の復元や平面表示、区画溝の表示等の整備を行います

②多目的広場ゾーン

- ・正倉院南西辺区画溝より南西側で正倉院の外側にあたる区域で、子どもたちが訪れて楽しんだり、住民等が学習や交流活動など多目的に活用できるよう整備します

③園路・遊歩道

- ・顕在化し公開された遺構を見学したり、史跡内を散策したりするための園路を整備します

2 正倉院北側エリア

- ・当面は、重要な遺構を確実に保存するとともに、郡衙北辺溝について暫定的な基盤整備や区画溝の表示を行い、説明板やベンチ等便益施設を配置します

3 清水エリア

①清水整備ゾーン

- ・清水のある区域であり、長年受け継がれてきた現状の恒川清水の石垣による区画を活かし、水を湛えた清水の景観の復元整備に優先的に取り組みます

②緑地ゾーン

- ・清水の前面区域で、清水と調和した景観を形成し、清水を眺める緑地空間として活用できるよう整備する。ベンチ等の便益施設も適所に配置します

4 ガイダンスエリア

- ・史跡指定地外かつ官衙関連遺構が存在しない区域であり、正倉院エリア・清水エリアにも近く、車でへのアクセスが容易な区域に整備を見込んでいます
- ・史跡内の遺構復元・表示とも連動した情報発信を行う場、史跡恒川官衙遺跡の保存管理や活用の拠点、周辺地域の文化資産を生かした地域活動等の拠点ともなる施設として、ガイダンス施設を整備します

5 エリア間連絡路

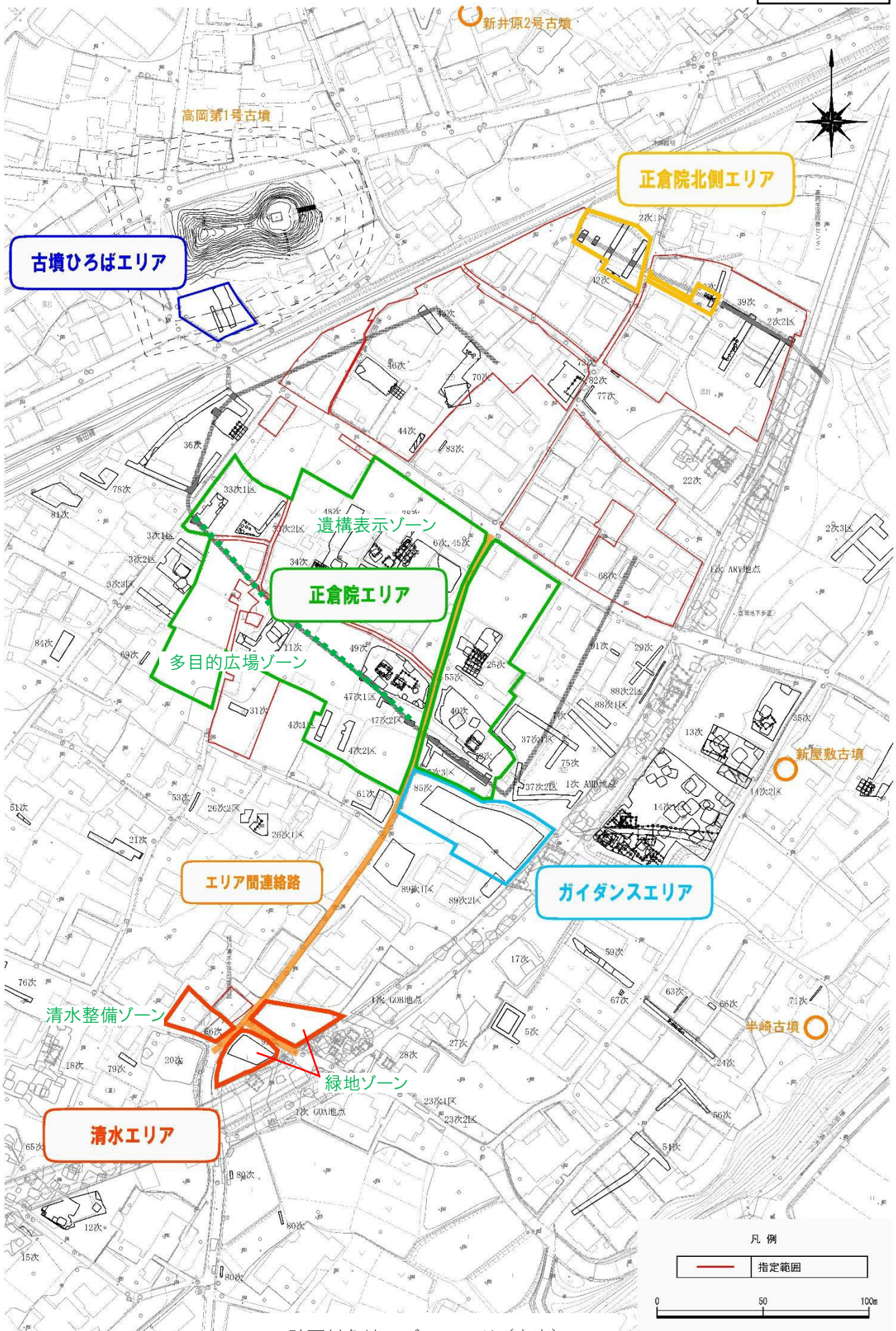
- ・清水エリア内から正倉院エリア内にかけての道路敷きは、史跡整備後も生活道路としての機能も維持するものとし、路面について景観との調和に配慮した舗装への改良・整備を検討します
- ・地域と調整を図りながら歩道の整備、若しくは待避所の整備等を検討します

6 古墳ひろばエリア

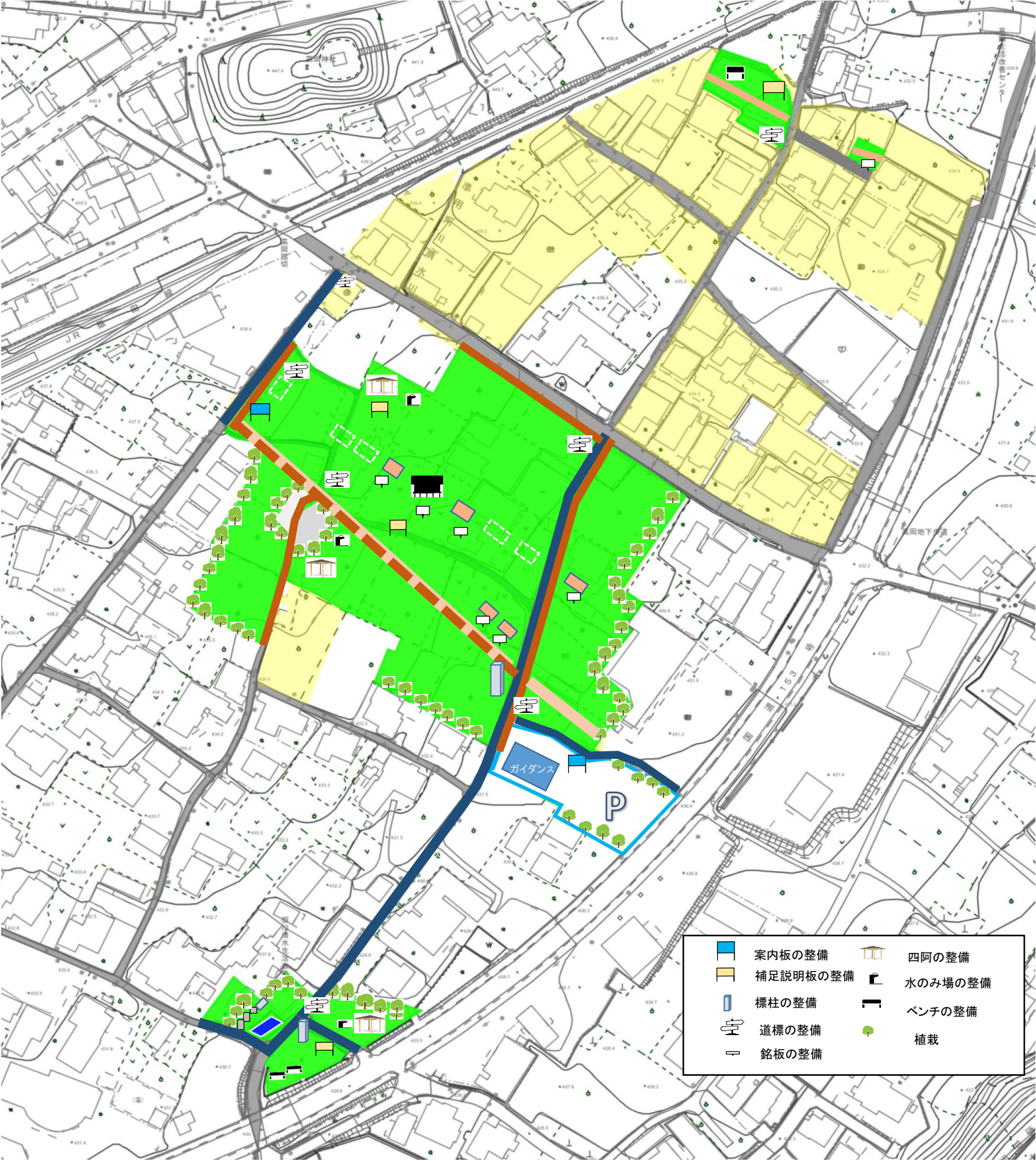
- ・史跡恒川官衙遺跡に隣接する史跡高岡第1号古墳南西隅整備地区で、史跡恒川官衙遺跡や周辺の歴史文化資産を巡る動線の拠点の一つとして位置づけ、史跡飯田古墳群の保存活用計画等と調整を図った上で実施します

7 その他

整備計画対象地の周辺地域についても、史跡高岡第1号古墳はじめ歴史・文化・自然遺産が多数分布している地域であることから、保全あるいは育成すべき歴史的文化的景観の育成に配慮します。



計画対象地のゾーニング（素案）



施設等配置計画図（素案）

整備年次計画（素案）

[illegible]